

## 令和6年度宮古市小・中学校期家庭教育学級実施要項

- 1 趣 旨 宮古市の明日を担う子どもたちのため、発達段階に合わせて家庭で必要とされる学習を行う機会を子どもの保護者へ提供し、明るく健全な家庭環境づくりを推進すると共に、知育、徳育、体育について、子どもたちの保護者をはじめとする地域住民の意識向上を図る。  
市内の各小学校、中学校（以下「各学校」という。）と家庭・地域が、連携、協力しながら子育てを行うため、地域の課題とされる家庭教育に係る学習機会を確保し、子どもたちの健全な育成に努める。
- 2 主 管 宮古市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
- 3 実施主体 各学校のPTA組織
- 4 参加対象 各学校に所属するPTA会員・児童生徒及び地域住民
- 5 会 場 各学校又は近隣の社会教育施設等
- 6 内 容 (1) 期 間 令和6年4月10日～令和7年2月28日  
(2) 回 数 1回以上  
(3) 時 間 1回につき1～3時間  
(4) 学習テーマ 子どもと家庭と地域と学校が連携した家庭教育に関する下記の内容

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| ① 食育                         | ⑧ 金銭教育          |
| ② 読書                         | ⑨ 事故防止・安全対策     |
| ③ 思春期                        | ⑩ 情報メディア        |
| ④ 音楽                         | ⑪ まちづくり         |
| ⑤ ものづくり・体験など                 | ⑫ スポーツ・レクリエーション |
| ⑥ 健康・予防                      | ⑬ その他           |
| ⑦ 健全育成（コミュニケーション・しつけ・社会ルール等） |                 |

- (5) 講 師 各学校において学習テーマに沿った講師を選定・依頼
- (6) 企画・運営 各学校のPTA組織
- (7) そ の 他 各家庭教育学級へは地域住民の参加奨励にも配慮し、受け入れることとする。
- 7 開催謝礼金 学級開催謝礼金として、1年度に1回のみ、10,000円を各校の実施主体へ支払うこととする。なお、教育委員会が認める場合は、この限りではない。  
※ ただし、教育委員会の予算の範囲内で支払う。

- 8 諸手続き
- (1) 各学校は、家庭教育学級の実施内容が確定したら、実施日の1週間前までに家庭教育学級実施申込書(様式1-1)と口座連絡票(様式1-2)を教育委員会へ提出する。  
※ 学級実施申込書を提出後に家庭教育学級開催日が大幅に変更になる場合は「9その他(3)問合せ先」へ連絡する。
  - (2) 教育委員会は実施承諾書(様式2)を当該学校に送付する。
  - (3) 各学校は家庭教育学級終了後、20日以内に、家庭教育学級実施報告書(様式3)に参加者名簿、配布資料、状況写真等を添えて教育委員会へ提出する。
  - (4) 教育委員会は、家庭教育学級実施報告書(様式3)及び名簿等を受理し、当該学校から指定された金融機関の口座へ、学級開催謝礼金10,000円を振り込む。
  - (5) 2回目以降開催の場合は、実施後に実績報告(様式3)のみを教育委員会に提出する。

- 9 その他
- (1) 諸手続き全体の流れは『家庭教育学級の手続きと流れ』(別紙1)を参照のこと。

(2) 宮古市HP

- ・ **目的別で探す**⇒教育/文化⇒生涯学習・スポーツ⇒  
生涯学習課トップページ⇒生涯学習事業紹介⇒  
小・中学校期家庭教育学級
- ・ **組織別案内**⇒教育委員会生涯学習課⇒生涯学習事業紹介⇒  
生涯学習事業紹介⇒小・中学校期家庭教育学級

(3) 問合せ先

宮古市教育委員会事務局

生涯学習課社会教育係

TEL : 68-9119      FAX : 63-9112

MAIL : shogai@city.miyako.iwate.jp